

遊 漁 規 則

令和 5 年 9 月 30 日

鳴子漁業協同組合

内共第 1 2 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鳴子漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 1 2 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、わかさぎ、及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣り（ただし、籠釣りは禁止とする。）又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、竿釣り（ただし、籠釣りは禁止とする。）又は投網による遊漁の場合には第 1 3 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 1 3 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 9 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
1	いわな・やまめ ニジマス・うぐい	組合が定めて公表し指定するキャッチアンドリリース（再放流）区域	3月1日から 9月30日まで
2	ニジマス・うぐい	組合が定めて公表し指定するキャッチアンドリリース（再放流）区域	10月1日から 11月30日まで

2 前項の公表は、鳴子漁業協同組合並びに同漁協が委託する遊漁販売所に公表（掲示）するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

（漁具・漁法の制限）

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投網	全 長 2.7m 以下 網 目 15mm 以上

2 次に掲げる漁具、漁法による遊漁は禁止する。

- （1）水中に電流を通じてする漁法
- （2）瀬干漁法
- （3）金棒曳漁法
- （4）火光利用の漁法
- （5）ガラス製の「どう」による漁法
- （6）水産動植物に有害な物質による漁法
- （7）鵜縄による漁法

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

	魚 種	期 間
	こい・ふな・かじか・いわな・やまめ・うぐい・ニジマス	3月1日から9月30日まで

	うぐい・ニジマス	再放流区域における再放流を前提とする採捕については、１０月１日から１１月３０日まで
	あゆ	７月１日から１２月３１日までの期間内で組合が定めて公表する期間

２ 前項の公表は、鳴子漁業協同組合並びに同漁協が委託する遊漁販売所に公表（掲示）するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

（全長の制限）

第６条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、やまめ、いわな、にじます	１５センチメートル
あゆ、うぐい、ふな	１０センチメートル
かじか	４センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第７条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が小中学生のときは無料とし、次貢ただし書きに規定する方法により納付する場合であって、いわゆる現場売りの場合は加算した倍額とする。

一 竿釣又は投網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
こい・いわな・やまめ・にじます・ うぐい・ふな・かじか	竿釣	１日 １,５００円 シーズン ６,５００円
あゆ・こい・いわな・やまめ・にじます	竿釣	１日 ２,０００円 シーズン ８,０００円
うぐい・ふな・かじか	投網	シーズン １０,０００円

二 第3条で規定するキャッチアンドリリースの場合

魚 種	漁具・漁 法	期間	遊 漁 料
ニジマス、 うぐい	竿釣	3月1日から9月30日まで	1日 1,500円
		10月1日から11月30日まで	1日 2,000円 シーズン券は使用で きない

- 2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる、その場合倍額となる

納付場所 鳴子漁業協同組合 事務所及びが委託する遊漁証販売所

- (1) つりチケ
- (2) フィッシュパス
- (3) その他組合が指定する場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

○注意事項

- ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・この河川等において、当組合では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前に御相談ください。
- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには SNS 等で組合まで御一報ください。
- ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。・この河川等の漁業権対象魚種は、あゆ、いなな、うぐい、かじか、こい、ふな、ニジマス及びやまめです。遊漁承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合でも遊漁承認証が必要となります。

○当組合が行っている増殖事業

- ・当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚・成魚・発眼卵放流及び下流からの汲み上げ放流です。
- ・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、宮城県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- ・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。御意見等がありましたら、鳴子漁協 SNS まで御連絡ください。
- ・当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、快適な遊漁を楽しむため、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 写真
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。